情報保護規定

はじめに

社員の皆様へ

デジタル時代の今日、私たちは、顧客が車内にいても「always on (常にオンの状態) 」でいられる可能性を提供します。このためには、データが収集され、処理されることが前提となります。いずれにせよ、車の中、メンテナンスや車両の購入などの状況において、次の原則が適用します : データが保存され、送信される場合には、高いレベルのデータ保護およびデータセキュリティが確保される必要があります。このことは、顧客、見込み客やビジネスパートナーと同様に、従業員のデータ情報にも適用されます。なぜならば、データ保護とは、個人 (プライバシー) の保護ですから。

私たちの要件は、ダイムラーが安全な車を提供するだけにとどまらず、データ保護の基準も設けていることにあります。そこで、私たちはグローバル企業として、個人データの収集および処理に関し、世界中で異なる法的要件を満たすことを私たちの義務とみなします。個人データを扱う際に、単一、かつ世界的に効力のある標準を確保することが、私たちの最優先事項です。なぜならば、私たちにとって、信頼のおけるビジネス関係の基礎は、個人の人格権やプライバシーを保護する上に成り立つことですから。

データ保護に関する当社の企業方針で、私たちは顧客、見込み客、ビジネスパートナー、および従業員の個人データ処理に関して、厳格な前提条件を制定しました。これは、欧州データ保護指令の要件に適合するもので、世界的に有効な、国内および国際的な個人情報保護法の原則の遵守を保証するものです。これを通じて当社は、グローバルに効力を有するデータ保護およびデータセキュリティの標準を設け、グループ会社間でのデータ交換を規制します。基準として、透明性、データの最小化とデータセキュリティなどを含む、7つのデータ保護原則を制定しました。

当社の管理職者や従業員は、データ保護に関する企業方針およびそれぞれの個人情報保護法を遵守する義務を負います。データ保護の企業グループ責任者として、私は、ダイムラーにおいてデータ保護の法的な規則と原則が尊重されるようにいたします。

ダイムラーでのデータ保護とデータセキュリティに関するご質問には、私と私のスタッフが窓口となり、お問合せにお応えいたします。

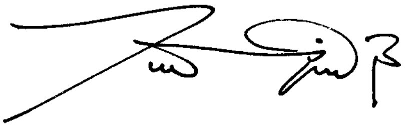

Dr. Joachim Rieß (ヨアヒム・リース)
データ保護の企業グループ責任者

目次

I. 情報保護規定の目的 4

II. 情報保護規定の適用範囲と変更 4

III. 各国法の適用 5

IV. 個人情報の処理についての原則 5
- 1. 公平性と合法性 5
- 2. 目的の限定 5
- 3. 透明性 5
- 4. 情報の回避と節約 5
- 5. 消去 5
- 6. 事実上の正確性と情報の最新性 6
- 7. 信頼性と情報セキュリティ 6

V. 情報処理の信頼性 6
- 1. 顧客、取引先情報 6
  - 1.1 契約関係のための情報処理 6
  - 1.2 宣伝目的による情報処理 6
  - 1.3 情報処理への同意 7
  - 1.4 法的許可にもとづく情報処理 7
  - 1.5 妥当な利害関係にもとづく情報処理 7
  - 1.6 特に保護されるべき情報の処理 7
  - 1.7 自動処理 7
  - 1.8 ユーザー情報とインターネット 7
- 2. 社員の情報 8
  - 2.1 雇用関係のための情報処理 8
  - 2.2 法的許可にもとづく情報処理 8
  - 2.3 情報処理のための集合的規定 8
  - 2.4 情報処理への同意 8
  - 2.5 妥当な利害関係にもとづく情報処理 9
  - 2.6 特に保護されるべき情報の処理 9
  - 2.7 自動的決定 9
  - 2.8 通信とインターネット 9

VI. 個人情報の転送 10

VII. 情報処理の委託 11

VIII. 該当者本人の権利 12

IX. 情報の秘密厳守 12

X. 処理にあたっての安全性 13

XI. 情報保護監査 13

XII. 情報保護違反事件 13

XIII. 責任管轄と制裁 14

XIV. コーポレート情報保護責任者 14

XV. 定義 15

I. 情報保護規定の目的

ダイムラー・グループは、同社が持つ社会的責任にもとづき、国際的な情報保護法を維持する義務を有している。この情報保護規定は、世界中のダイムラー・グループ全域に適用され、グローバルに認められている情報保護原則にもとづいている。情報保護の保証は、信頼ある取引関係とダイムラー・グループの魅力的な雇用者としての評判の基本である。

情報保護規定は、世界中のグループ会社間における情報転送に必要となる枠組みを確立するものである。[1]ここでは、欧州の情報保護規定[2]および国内法規の中で要求される、国境を超えた情報交換のための情報保護水準[3]が保証される。さらにこれは適切な情報保護水準が法的に定められていない国にも適用される。

II. 情報保護規定の適用範囲と変更

この情報保護規定は、ダイムラー・グループに所属する全企業に適用される。つまり、ダイムラー AG およびこれに依存する、または関連するグループ関連会社の全て、そしてその社員が適用対象となる。ここでいう「依存」とは、ダイムラー株式会社が、議決権の過半数を所有していることに基づき、直接的または間接的に「企業」の首脳部の過半数以上を占めること、または本規定の取決めの採択を要請できることを意味する。この情報保護規定は、個人情報の処理全てを対象とする。[4]法人に関する情報が個人情報と同等に保護されることが定められている国では、同じように法人に関する情報にも適用される。ただし、統計分析や調査に使用される匿名情報はこの情報保護規定の適用対象とはならない。[5]

個々のグループ会社は、この情報保護規定と逸脱する規定を策定してはならない。情報保護に関するその他の規定は、コーポレート情報保護責任者の確認を得たうえで、各国の法規に従ってこれが必要とみなされた場合にのみ、策定しても構わない。この情報保護規定の変更は、コーポレート情報保護責任者の確認を得たうえで、指定されている規定変更プロセスに従って行なわなければならない。変更があった場合には、指定されている規定変更プロセスに従って、即刻ダイムラーグループ企業に通知される。情報保護規定の維持に大きく影響を与える変更があった場合には、企業内部に義務付けられる情報保護規定としての承認を行なう情報保護当局まで、年に1回報告しなければならない。

情報保護規定の最新バージョンは、ダイムラーAGのインターネットサイト(www.daimler.com)の情報保護に関する情報として閲覧可能となっている。

1 XV参照。

2 プライバシーに関わる情報、および自由な情報交換の処理に関する、個人の欧州議会および欧州理事会の RL 95/46/ECは、http://ec.europa.eu/justice_home/fsj/privacy/law/index_de.htm#richtlinieで閲覧することができる。

3 XV参照。

4 XV参照。

5 XV参照。

III. 各国法の適用

この情報保護規定は、世界中で認められている情報保護原則を内容としている。これは既存する各国法規を代替するものではなく、各国の情報保護法を補完するものである。この情報保護規定との逸脱がある場合、またはさらなる要求が課される場合、各国の法規が優先される。この情報保護規定の内容は、これに該当するような国内法規が存在しない場合にも順守されなければならない。各国法規に従って定められている情報処理に関する報告の義務は順守しなければならない。

ダイムラー・グループの各企業は、この情報保護規定と法的義務を順守する責任を負っている。この情報保護規定で定められている義務に反する法的義務が存在すると推測される場合、該当するグループ企業は即刻、コーポレート情報保護責任者まで報告しなければならない。国内法規と情報保護規定が対立する場合、ダイムラー AG は該当するグループ企業とともに、情報保護規定の目的に従った、実行可能な解決策を見出す。

IV. 個人情報の処理についての原則

1. 公平性と合法性
個人情報を処理する際には、該当者本人のプライバシー権が保護されなければならない。[6]個人情報は法に従った方法で、公平に収集し、処理されなければならない。

2. 目的の限定
個人情報の処理は、情報収集の前に定められた目的のためだけに実施されなければならない。後日の目的変更は、正当な理由がある場合のみ、一定の制限の中でだけ可能である。

3. 透明性
該当者本人にはその情報の取り扱いについての報告が行なわれなければならない。個人情報は基本的に該当者本人から収集されなければならない。情報収集の際には、該当者本人が最低限以下を認識できるようにする、または相応な通知がなされなければならない。

- 担当機関の身元[7]
- 情報処理の目的
- 情報が転送される場合には、その情報転送先となる第三者、[8]または第三者のカテゴリー

4. 情報の回避と節約
個人情報の処理の前に、目的を達成するために情報処理がどの範囲で必要となるのかを確認する必要がある。目的達成のために可能であり、それにかかるコストがその目的に対して妥当な場合には、情報を匿名化するか、統計情報を使用することが必要である。
個人情報は、将来使用するかもしれないという目的で保存されてはならない。ただし、これが各国の法規で定められている、または許されている場合には保存してもよいものとする。

5. 消去
法的にまたは業務プロセスの中で定められた保管期間の経過後不要となった個人情報は、消去されなければならない。[9]保護を要する利害関係または歴史的に重要な意味を有する情報の場合、これらの利害関係が法的に明確化される、または企業グループの記録保管部門が歴史的情報としての保管の必要性を認めるまで、特別に保存し続けなければならない。

[6] XV参照。
[7] XV参照
[8] XV参照。
[9] XV参照。

6. 事実上の正確性と情報の最新性

個人情報は正確、完全、(かつ可能な限り) 最新の状態で保存されなければならない。これにあてはまらない、不完全な、または古くなった情報は消去、訂正、補完、または更新されるように適切な措置が講じられなければならない。

7. 信頼性と情報セキュリティ

個人情報を処理する際には、秘密が厳守されなければならない。個人情報は秘密厳守で取り扱い、適切な組織的かつ技術的措置によって、不法アクセス、法規に反した処理または配布、不意の損失、変更、破壊から情報を守らなければならない。

V. 情報処理の信頼性

個人情報の収集、処理、利用は、最低限以下の1項目にあてはまらなければならない。情報の収集、処理、利用にあたって、元の目的が変更されることになった場合にも、以下の中から最低限1項目にあてはまっていることが必要である。

1. 顧客、取引先情報

1.1 契約関係のための情報処理

顧客候補、顧客または取引先の個人情報は、契約の理由づけ、実施、終了を目的として処理しても構わない。契約目的に関係ある限り、これには契約パートナーの管理も含まれるものとする。
契約の締結前 (契約準備期間中) に、見積作成、購買申請準備、または契約締結にあたって顧客候補者から寄せられるその他の要望を満たすために個人情報の処理が必要となる場合には、これを行なっても構わない。契約準備期間中、顧客候補者が提出した情報を使用し、この顧客候補者に連絡をとっても構わない。顧客候補者が何らかの制約を指定している場合には、これを守らなければならない。これ以上の宣伝活動には、V.1.2に記載されている以下の条件が満たされなければならない。

1.2 宣伝目的による情報処理

該当者本人が、ダイムラー・グループの企業に情報提供 (例 : 製品情報送付を希望) を求めている場合、これに対応するために情報を処理することができる。

顧客獲得または宣伝目的の際には、さらなる法的条件を満たさなければならない。情報を収集した際の本来の目的と一致する場合、個人情報を宣伝または市場調査、世論調査の目的で使用しても構わない。該当者本人には、その情報の使用を宣伝の目的で使用することを報告しなければならない。情報が宣伝の目的でのみ収集される場合、該当者本人はあくまでも任意でこの情報を記入する。該当者本人には、この目的で収集される情報の記入は任意で行なえることが知らされなければならない。該当者本人とのコミュニケーションの中で、宣伝を目的とした情報処理のためにこの情報が収集されることに対する[10]同意が該当者本人から得られなければならない。この同意の中で該当者本人には、郵便、電子メール、電話等の連絡手段の選択が可能となっていなければならない (V.1.3の同意に関する章参照)。

該当者本人が宣伝を目的とした個人情報の使用を拒否した場合、これを目的とした個人情報の利用は禁止されなければならない。さらに、国によっては宣伝を目的とした情報の使用を制限している場合もあるため、このような場合にはこれに従わなければならない。

[10] XV参照。

1.3 情報処理への同意

情報処理は該当者本人の同意がなければ行なえない。該当者本人に同意を乞う前には、この情報保護規定のIV.3.に従った情報提供が行なわれなければならない。後日の証明を可能とするため、同意宣言は基本的に書式または電子方式で行なわれなければならない。場合によっては、電話による助言等の中で口頭による同意を得ることも可能である。ただし、この場合にもこれを文書化しなければならない。

1.4 法的許可にもとづく情報処理

国の法規にもとづいて情報処理が要求されている場合、またはこれが前提条件とされていたり、許可されていたりする場合、個人情報を処理しても構わない。情報処理の方法およびその範囲は、法的に許可される情報処理に必要なだけ可能であり、この法規に従うものとする。

1.5 妥当な利害関係にもとづく情報処理

妥当とされるダイムラー・グループの利害を実現するために必要であれば、個人情報の処理を行なっても構わない。ここでいう妥当な利害とは、通常、法的（未払い債権の回収等）または経済的（契約不履行の回避等）な利害を指す。該当者本人の保護されるべき利害がこの利害を上回ることが考えられる場合には、妥当な利害関係にもとづいた個人情報の処理は行なってはならない。利害における保護の必要性は処理の度に確認しなければならない。

1.6 特に保護されるべき情報の処理

特別な保護を必要とする[11]個人情報の処理は、法的に要求されているか、該当者本人が特別に同意した場合にのみ許される。
これらの情報の処理は、該当者本人に対して法的請求権が適用、遂行、または擁護されるためにどうしても必要となる場合にも許される。特別な保護を必要とする情報の処理を予定する場合には、コーポレート情報保護責任者まで事前に連絡しなければならない。

1.7 自動処理

個々の特徴（信用リスク等）にもとづく個人情報の自動処理の後、これを直接の決定材料として該当者本人にとって不利な法的措置やその他の大規模な決定を行なってはならない。自動処理の結果と事実は該当者本人に通知され、見解を述べる機会が与えられなければならない。誤った決定が行なわれるのを防ぐため、社員による整合性チェックが行なわれなければならない。

1.8 ユーザー情報とインターネット

ウェブサイトやアプリの中で個人情報が収集、処理、利用される場合、情報保護に関する注意と必要に応じたクッキー情報が該当者本人に提供されなければならない。情報保護に関する注意と必要に応じたクッキー情報は、誰にでもわかりやすく表示するとともに、直接かつ常時アクセスできる状態にしておかなければならない。

ユーザー行動の分析を目的としてウェブサイトやアプリ上でユーザープロフィールが作成される場合（トラッキング）、情報保護に関する注意の中で必ずこれが該当者本人に知らされなければならない。個人情報のトラッキングは、国内法がこれを許容しているか、該当者本人がこれに同意している場合のみ、行なっても構わない。仮名を使用してトラッキングが行なわれる場合、該当者本人には情報保護に関する注意の中で拒否が可能とされていなければならない（オプトアウト）。

ウェブサイトやアプリの登録義務領域で個人情報へのアクセスが可能となっている場合、該当者本人の識別と認証によって適切なアクセスの保護が行なわれなければならない。

[11] XV参照。

2. 社員の情報

2.1 雇用関係のための情報処理

雇用契約の理由づけ、遂行、終了のために必要な場合、雇用関係のための個人情報の処理を行なっても構わない。
採用の準備にあたっては、応募者の個人情報を処理しても構わない。採用を拒否した場合、証拠法にもとづいた保管期間を考慮したうえで応募者の情報を消去しなければならない。ただし、後日の審査プロセスに備えて今後も情報を保存させることに対して応募者が同意している場合は例外とする。また、応募者の情報を今後の応募プロセスで使用したい場合、または他のグループ会社へこれを転送し、ここでの採用審査に使用したい場合にも事前にこの同意を得なければならない。

雇用関係が既存する場合、情報処理を許可する以下の理由･目的がない限り、雇用契約と関係なければ個人情報処理は行なえないものとする。

採用準備中、または雇用関係が既存する場合に第三者から応募者に関する情報を収集しなければならなくなった場合には、各国の法的要求に考慮しなければならない。合法性の有無が不確かな場合には、該当者本人の同意を得ることが必要である。

雇用関係に関連するが、雇用契約の履行に直接関係ない個人情報の処理に関しては、合法性がなければならない。ここでいう合法性とは、法的要求、被用者代表とともに行なった集合的規定、社員の同意、または企業が持つ妥当な利害にあたる。

2.2 法的許可にもとづく情報処理

国の法規にもとづいて社員の個人情報の処理が要求されている場合、またはこれが前提条件とされていたり、許可されていたりする場合、個人情報を処理しても構わない。 情報処理の方法およびその範囲は、法的に許可される情報処理に必要なだけ可能であり、この法規に従うものとする。 行動の余地が法的に約束されている場合、社員の利害の保護も考慮されなければならない。

2.3 情報処理のための集合的規定

契約処理の目的以上の範囲で個人情報の処理が行なわれる場合、これは、集合的規定が存在しなければ行なえないものとする。集合的規定とは、労働法の枠組み内で雇用者と被用者代表が合意する労働協約や契約をさす。これらの規定は、ここで行なおうとする情報処理の具体的な目的に応じたものである必要があり、各国の情報保護法の枠組み内で定めることができる。

2.4 情報処理への同意

社員情報の処理には、該当者本人の同意が必要となる。同意宣言は必ず任意で提出されるものとする。強制的に行なわれた同意は無効とする。後日の証明を可能とするため、同意宣言は基本的に書式または電子方式で行なわれなければならない。例外的にこれが不可能な場合には、口頭による同意を得ることも可能である。このような同意は必ず適切に文書化されなければならない。 各国法によって特別に同意の方法が定められていない限り、該当者本人によって任意的に情報が提示された場合にはこれをもって同意がなされたものとみなすことができる。該当者本人に同意を乞う前には、この情報保護規定のIV.3.に従った情報提供が行なわれなければならない。

2.5 妥当な利害関係にもとづく情報処理

妥当とされるダイムラー・グループの利害を実現するために必要であれば、社員の個人情報の処理を行なっても構わない。妥当な利害とは、通常は法的 (法的請求権の行使、履行、擁護等) または経済的 (企業の評価等) な理由を有する場合をさす。

保護を必要とする社員の利害がこの利害を上回ることが考えられる場合には、妥当な利害関係にもとづいた個人情報の処理は行なってはならない。利害における保護の必要性の有無は情報処理の度に確認する。

法的義務が存在する場合、または妥当な理由がある場合には、社員情報の処理を要する管理措置を行なっても構わない。妥当な理由がある場合にも、管理措置の妥当性を確認する必要がある。管理措置を行なうにあたって企業に妥当な利害がある場合 (法的規制や社内規定の維持等) 、その管理対象となる社員における利害の保護の必要性を検討し、これが適当であると認められた場合のみ、この措置を実施しても構わない。妥当とみなされる企業の利害、および保護を必要とする社員の利害は措置の前に必ず確認し、文書化しなければならない。さらに、必要に応じて各国法にもとづいて存在する要求 (被用者代表の決定参加権、該当者本人の情報を得る権利) を考慮しなければならない。

2.6 特に保護されるべき情報の処理

特別な保護を必要とする個人情報は、一定の条件下でのみ処理することが許される。 特別な保護を必要とする情報とは、 該当者本人の人種、出身民族、政治的見解、宗教または信仰、労働組合への所属、または健康、性的指向に関する情報をさす。各国法にもとづき、その他の情報カテゴリも特別な保護を必要とする情報として位置づけられたり、情報カテゴリの内容が異なった方法で分類されることがある。同様に、犯罪に関する情報についても各国法で定められた特別な条件を満たしていなければ処理してはならない。

情報の処理は、各国法によって明確に許可されている、または定められている場合でなければ行なってはならない。さらに、労働法で定めるところの権利または義務が履行されるために必要となる場合には情報の処理を行なっても構わない。ただし、社員は任意ベースで情報処理に対する同意を行なうこともできる。

特別な保護を必要とする情報の処理を予定する場合には、コーポレート情報保護責任者まで事前に連絡しなければならない。

2.7 自動的決定

雇用関係の中で個々の特徴を内容とする個人情報が (人事審査の枠組みや能力プロフィールの評価の中などで) 自動的に処理される場合、これを直接の決定材料として該当する社員にとって不利な措置やその他の大規模な決定を講じてはならない。誤った決定が行なわれるのを防ぐため、自動的プロセスの中では、事実状況の内容的評価を人的に行ない、その評価内容を決定材料として用いなければならない。自動処理の結果と事実は該当する社員に通知され、見解を述べる機会が与えられなければならない。

2.8 通信とインターネット

電話、メールアドレス、イントラネットおよびインターネット、社内SNSサービスは業務上の課題を遂行することを目的として、企業から提供されるものである。つまり、これらは仕事の手段であり、会社の資産である。このため、これらのツールはそれぞれに適用される法規や社内規定に従って使用しなければならない。個人的な目的でこれらのツールを許容される範囲で使用する場合、通信の秘密と各国で適用されている通信法に従わなければならない。

電話、メール通信、イントラネットおよびインターネットの使用の一般的な監視は行なわれない。ITインフラストラクチャや個々のユーザーへの攻撃から守るため、ダイムラーネットにつながる通信に保護対策を講じ、危害を与えるコンテンツを技術的にブロックしたり、攻撃パターンを分析したりすることができる。セキュリティの理由から、電話、メールアドレス、イントラネット、インターネット、社内SNSサービスは定められた期間中、プロトコル化することができる。これらの情報に含まれる個人情報の分析は、違法行為やダイムラー・グループの規定に違反する行為が疑われる具体的な理由がある場合のみ、行なっても構わない。このような監視業務は、妥当性の原則が守られている範囲内でのみ行なっても構わない。既存する各国法および企業方針にも配慮しなければならない。

VI. 個人情報の転送

ダイムラー・グループの外部または内部の受信者への個人情報の転送は、V.の項で定められている個人情報の処理条件下でのみ許される。情報受信者は、ここで定められた目的でのみこれらの情報を使用できる。

情報の転送先となるダイムラー・グループ外部の受信者が第三国にいる場合、[12]この者も本情報保護規定と同等の情報保護水準を保証しなければならない。これは、転送の義務が法的に定められている場合にはあてはまらない。このような法的義務は、情報を転送するグループ会社が拠点を置いている国の法の中で定められている場合もあるし、グループ会社が拠点を置いている国の法の中で第三国の法的義務の対象となる情報転送目的が認められることによって生じる場合もある。

第三者がダイムラー・グループの関連企業に情報を転送する場合には、定められた目的のために情報が使用されなければならない。

個人情報が、欧州経済領域に拠点を置くグループ会社から欧州経済領域外[13] (第三国) に拠点を置くグループ会社へ転送される場合、情報を輸入する会社は、情報を輸出する会社を管轄する監査当局からの問い合わせに協力し、転送情報に関して監査当局が行なった決定に従わなければならない。同様に、他の国のグループ企業による情報転送にもこれがあてはまる。情報保護に関する企業規定を義務付けるための国際的な認証システムに参加している場合には、ここで定められている範囲で相応の審査機関や当局に協力しなければならない。このような認証システムへの参加は、コーポレート情報保護責任者との確認を得てから行なうものとする。

第三国に拠点を置き、情報を輸入するグループ会社がこの情報保護規定に違反しているという疑いが生じた場合、情報を輸出し、欧州経済領域に拠点を置くグループ会社は、その情報が欧州経済領域内で収集されたと疑われる該当者本人に対し、事実状況の解明を助けるだけでなく、該当者本人が、情報を輸入するグループ会社に対して有する権利を本情報保護規定に従って履行する作業を助けなければならない。さらに、該当者本人は、情報を輸出するグループ会社に対して有する権利を履行することもできる。 違反が疑われる場合、情報を輸出する会社は該当者本人に対して、受領した情報を処理する際に犯した本情報保護規定の違反行為に対する責任は第三国に拠点を置きながら情報を輸入するグループ会社には課せられないことを証明しなければならない。

個人情報が、欧州経済領域に拠点を置くグループ会社から第三国に拠点を置くグループ会社へ転送され、第三国に拠点を置くグループ会社による本情報保護規定の違反行為が認められ、その責任が課される場合、情報転送者は、情報転送者がこの違反を犯したかのように、欧州経済領域内で個人情報を収集された該当者本人に対する責任を負わなければならない。裁判管轄地は、情報輸出者の拠点を管轄する裁判所とする。

[12] XV参照。

[13] XV参照。

VII. 情報処理の委託

情報処理の委託とは、事業プロセスの責任は譲渡しないが、個人情報の処理が業者に委託される場合をさす。この場合、外部の業者との間でも、およびダイムラー・グループ内の企業間でも情報処理委託に関する合意が締結されなければならない。ここでは、情報処理の正しい実施に関する責任は、完全に委託した企業が負う。受託した業者は、委託した企業の指導の枠組み内でのみ個人情報を処理することができる。委託する際には、次の基準を満たす必要がある。これは委託する専門部門がその実行責任を負う。

1. 受託する業者は、要求される技術的かつ組織的な情報保護措置を講じることを保証できる、適した業者でなければならない。
2. 委託は書式で行なわなければならない。この際、情報処理に関する指示、および委託する側と委託される側の責任者名が文書化されなければならない。
3. コーポレート情報保護責任者が指定する契約基準に従わなければならない。
4. 受託者の義務が守られるということを、委託者は情報処理の開始前に確信しなければならない。情報セキュリティに対する要求が満たされるということが委託者によって、特に、適切な認証提示という形で証明されなければならない。契約履行中は、情報処理リスクに応じて、定期的に監視業務を実施しなければならない。
5. 国境を超えた情報処理委託がなされる場合には、海外への個人情報の転送について各国で定められた要求に従わなければならない。特に、第三国における欧州経済領域の個人情報の処理は、委託を受ける業者が本情報保護規定と同等の情報保護水準を証明できる場合にのみ可能である。これを証明する形式としては、以下が可能である。
   a. 委託者と(存在する場合には)下請企業との、第三国への情報処理の委託に関する欧州標準契約条項への合意。
   b. 委託者による、適切な情報保護水準の確立にむけた、欧州で公認の認証システムへの参加。
   c. 委託業者が適切な情報保護水準の確立にむけて定め、管轄監査当局が認定した企業規定。

VIII. 該当者本人の権利

該当者本人は誰でも次の権利を行使することができる。該当者本人がその権利を行使した場合には、担当部門がその対応にあたり、決して該当者本人に不利とならないようにしなければならない。

1. 該当者本人は、どこから入手されたどの個人情報がどのような目的で保存されたかという情報を照会することができる。雇用関係の中で、それぞれの労働法にもとづいた雇用者資料（人事資料等）の閲覧権が保証されている場合には、引き続きこれも有効となる。
2. 個人情報が第三者に転送される場合には、受信者の身元およびカテゴリーについての情報も提供されなければならない。
3. 個人情報が間違っている場合、または不完全な場合、該当者本人はその訂正または補完を要求することができる。
4. 該当者本人は、宣伝や市場調査、世論調査の目的で自らの個人情報が処理されることに対して異議を申し立てることができる。この場合、これらの目的には情報が使用できないよう、情報が禁止されなければならない。
5. 該当者本人は、情報処理のための法的基礎がない、または無効となった場合、自らの情報の消去を要求することができる。これは同様に、時間の経過またはその他の理由で情報処理の目的が消失した場合にもあてはまる。ただし、既存する保管義務および消去の妨げとなっている保護すべき利害を考慮しなければならない。
6. 基本的に該当者本人は、自らの情報の処理に対して異議を申し立てる異議権を有する。ただし、特別な個人的状況から、その保護すべき利害が処理による利害を上回る場合には、これを考慮しなければならない。ただしこれは、情報処理の実施が法的規制の中で義務付けられている場合にはあてはまらない。

さらに、情報保護規定の維持の義務を負っている企業がその内容に従わなかった場合、さらにそれによって法を犯した場合、該当者本人はIII章、項目 2、 IV、V、VI、IX、Xの各章、およびXIV章項目 3 で定められている第三者受益者としての権利を行使することができる。

IX. 情報の秘密厳守

個人情報は秘密厳守で取り扱われなければならない。社員による不当な情報収集、処理、利用は禁止する。不当な情報処理行為とは、社員が、各自に課された課題領域と相応の権限を超えて行なう全ての情報処理行為をさす。ここでは「Need to Knowの原則」が適用される。つまり、社員には各自の課題に必要となる必要最小限の個人情報へのアクセス権が与えられる。このためには、役割および責任管轄の慎重な分割および区別、さらに権限コンセプトに従った実行および管理が必要となる。

社員は、個人情報を個人的または経済的な目的で利用したり、無関係者に転送したり、他の方法で不当なアクセスを可能としたりしてはならない。上司は、部下が配属されてきた時点でこの社員に情報の機密性の厳守義務について指導しなければならない。この秘密厳守義務は雇用関係の終了後にも継続される

X. 処理にあたっての安全性

個人情報は常に、不法アクセス、不法処理または転送、損失、歪曲、破壊から保護されなければならない。これは、情報処理が電子形式で行なわれる場合も、紙面上で行なわれる場合にも同じである。新たな情報処理プロセス (新しいITシステム等) が導入される場合、個人情報の保護を目的とした技術的措置および組織的措置を取り決め、これらを実行しなければならない。これらの措置は、最新の技術にもとづき、処理に伴うリスクと情報の保護の必要性 (情報区分プロセスによって決定) をもとに策定されなければならない。これを担当する専門部門は特に、管轄の情報セキュリティ責任者 (ISO) および情報保護コーディネーターの助言を得ることが必要である。個人情報保護のための技術的かつ組織的な措置は、グループ全域の情報セキュリティ管理の一部であり、持続的に技術的発展と組織的変更に適合されなければならない。

XI. 情報保護監査

情報保護監査およびその他の管理によって、情報保護規定と適用中にある情報保護法が維持されているかが定期的に確認されなければならない。このような監査および管理措置は、コーポレート情報保護責任者、情報保護コーディネーターおよびその他の監査権限を持つ企業領域または委託を受けた外部の監査機関によって実施される。情報保護監査の結果は、コーポレート情報保護責任者に報告されなければならない。ダイムラー AG の監査役会は、それぞれの報告の義務の枠組み内で主な結果内容に関する情報を提供しなければならない。管轄の情報保護監査当局の要望に応じ、同当局に情報保護監査結果を提出しなければならない。管轄の情報保護監査当局は、各国の法に従って与えられた権限にもとづいてこの規定の維持状況を自ら監査することもできる。

XII. 情報保護違反事件

本情報保護規定またはその他の個人情報の保護規制の違反行為 (情報保護違反事件[14]) が生じた場合には、いかなる社員も、直ちにその上司、または情報保護コーディネーター、コーポレート情報保護責任者へ報告しなければならない。
該当する機能またはユニットを統括する管理職は、情報保護違反事件が生じたことを情報保護コーディネーターまたはコーポレート情報保護責任者に即刻報告しなければならない。

さらに、
» 第三者への個人情報の不法転送
» 第三者による個人情報への不法アクセス
» 個人情報の損失
があった場合には、国の法で定められている情報保護違反事件の報告義務を履行するため、社内のInformation Security Incident Management部門まで即刻報告することが必要である。

[14] XV参照。

XIII. 責任管轄と制裁

グループ会社の取締役および業務執行取締役は情報処理を自らの責任領域に置かなければならない。これによって、法律上定められた、および情報保護規定で取り決められた情報保護要求 (各国で定められた報告の義務等) の考慮が実現する。これは、組織的、人事的、そして技術的な措置によって情報保護を重んじた適切な情報処理を確立するための、管理職の管理課題に含まれる。そしてこの基準の実現は担当社員の責任領域に含まれる。当局による情報保護監査が実施される場合、コーポレート情報保護責任者はこれを直ちに通知しなければならない。

それぞれの業務執行取締役、工場長はコーポレート情報保護責任者に対して1名の情報保護コーディネーターを指名する。情報保護コーディネーターは、コーポレート情報保護責任者との確認を得たうえで、複数の会社または工場における情報保護関連業務を担当することができる。情報保護コーディネーターは情報保護に関する現地窓口となる。同コーディネーターは、監査業務を実施したり、情報保護規定の内容を社員に指導したりすることができる。それぞれの業務執行取締役は、コーポレート情報保護責任者および情報保護コーディネーターの業務を支援しなければならない。
事業プロセスおよびプロジェクトの専門的な側面を担当する者は、情報保護コーディネーターに対して個人情報の最新の処理について適時に報告しなければならない。該当者本人のプライバシー権に触れる特別なリスクを生じることが考えられる情報処理計画に関しては、コーポレート情報保護責任者が情報処理開始の段階からここに関与しなければならない。これは、特別な保護を要する個人情報に適用される。
管理職は、それぞれの部下が情報保護を重んじた情報の取り扱いについての教育を受けられるようにしなければならない。
個人情報の不当な処理、またはその他の情報保護法違反行為は、多くの国で犯罪として責任追及され、損害賠償責任を負うことになる。個々の社員が違反行為を行なった場合には、労働法にもとづいた制裁措置が講じられることがある。

XIV. コーポレート情報保護責任者

コーポレート情報保護責任者は、社内の、専門的に独立した組織として機能し、各国の、および国際的な情報保護規則の維持に努める。このコーポレート情報保護責任者は、情報保護規定を担当し、その維持を監視する。コーポレート情報保護責任者はダイムラー AG の取締役会から指名される。指名義務を負うグループ会社も同様に、法的情報保護責任者としてコーポレート情報保護責任者を指名しなければならない。例外的なケースにはコーポレート情報保護責任者の確認を得る必要がある。

情報保護コーディネーターは、情報保護リスクに関する報告をコーポレート情報保護責任者に対して行なう。

該当者は誰でも、情報保護または情報セキュリティに関する指摘、問い合わせ、または苦情をコーポレート情報保護責任者または管轄の情報保護コーディネーターに寄せることができる。問い合わせや苦情は、要望に応じて秘密厳守で取り扱われる。

担当の情報保護コーディネーターが苦情や情報保護規定違反行為に対応できない場合、コーポレート情報保護責任者が代わって対応しなければならない。それぞれの業務執行役員は、情報保護違反に対応するために下されたコーポレート情報保護責任者の決定に従わなければならない。監査当局からの問い合わせがあった場合には、必ずコーポレート情報保護責任者まで報告しなければならない。

コーポレート情報保護責任者および担当部門の連絡先は以下の通りとする。
ダイムラー AG、コーポレート情報保護責任者、
HPC 0518 D-70546 シュツットガルト
Eメール:mbox_datenschutz@daimler.com
イントラネットサイト: http://intra.corpintra.net/cdp

XV. 定義

» 欧州委員会は、ある第三国のプライバシーに関する基本的概念が欧州連合加盟国内と同じであり、これらが保護されている場合、この国の情報保護水準を適切とみなす。欧州委員会は、情報転送時、または情報転送カテゴリーに関係する全ての状況を考慮して決定を行なう。これには、各国法に関する評価や適用中の標準的規定、安全措置も含まれる。
» 匿名化された情報とは、プライバシー情報への関連性が全く、かつ誰からもわからなくなっている、もしくはプライバシー情報への関連性の再現に非常に膨大な時間、コスト、労力が要される情報をさす。
» 特別な保護を必要とする情報とは、該当者本人の人種、出身民族、政治的見解、宗教または信仰、労働組合への所属、または健康、性的指向に関する情報をさす。
各国法にもとづき、その他の情報カテゴリーも特別な保護を必要とする情報として位置づけられたり、情報カテゴリーの内容が異なった方法で分類されることがある。同様に、犯罪に関する情報についても各国法で定められた特別な条件を満たしていなければ処理してはならない。
» 本情報保護規定の中でいう該当者本人とは、その個人情報の処理が行なわれる全ての個人をさす。国によっては、法人も対象とするところもある。
» 情報保護違反事件 とは、個人情報が不法に詮索、収集、変更、複製、転送または利用されたという根拠のある疑いがある事態をさす。これは、第三者、社員のいずれの行為でもあり得る。
» 第三者とは、情報処理を担当する、該当者本人ではないその他の関係者をさす。
欧州連合内では、受託情報処理業者は法的に担当組織として割り当てられることから、情報保護法の下では第三者とはみなされない。

» 本情報保護規定でいうところの第三国とは、欧州連合/欧州経済領域外の全ての国をさす。ただし、その情報保護水準が適切であると欧州委員会が認めた国は、例外とする。
» 同意とは、情報処理に対する同意を任意ベースで宣言することをさす。ただしこの宣言は、法的拘束力を持つものとする。
» 個々の個人情報がなければ許された目的または正当な利害が達成できない、またはこれらの個人情報がなければこれらの目的または利害を達成するのに膨大な時間、コスト、労力を要することになる場合、個人情報の処理は必要とみなされる。
» 欧州経済領域 (EEA) は、欧州連合と連携している経済領域であり、ここにはノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインも仮名している。
» 個人情報とは、一定の、または指定可能な個人に関する全ての情報をさす。指定可能とは、例えば偶然に知っている知識をもとに情報を組み合わせることでその人物を特定できることをさす。
» 転送とは、担当組織が保護対象となっている情報を第三者へ公開することをさす。
» 個人情報の処理とは、自動的プロセスを経由する、しないに関わらず、個人情報を収集、保存、組織化、保管、変更、照会、利用、譲渡、転送、流布、組み合わせ、比較することをさす。さらに、情報および情報媒体の処分、消去、使用禁止も含まれる。
» 担当組織とは、法的に独立したダイムラー・グループ会社の中で、その事業活動の枠組み内でそれぞれの処理措置を手配する組織をさす。

Daimler AG
Mercedesstraße 137
70327 Stuttgart
Germany
www.daimler.com